

議案第4号

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
改正について

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改
正する条例を、次のように定める。

令和8年1月22日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

1 概要

人事院勧告を踏まえた関係法律の一部改正に準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】

①給料

職員の給料月額を改定します。(別表第1)

②通勤手当

自動車等を使用する職員の通勤手当の支給額を改定します。(第10条第2項第2号)

通勤手当の支給額 (改正のある距離区分のみ)	改正前	改正後
10km 以上 15km 未満	7,100 円	7,300 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円	10,400 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円	13,500 円
25km 以上 30km 未満	15,800 円	16,600 円
30km 以上 35km 未満	18,700 円	19,700 円
35km 以上 40km 未満	21,600 円	22,800 円

40km 以上 45km 未満	24,400 円	25,900 円
45km 以上 50km 未満	26,200 円	29,100 円
50km 以上 55km 未満	28,000 円	32,300 円
55km 以上 60km 未満	29,800 円	35,500 円
60km 以上	31,600 円	38,700 円

③宿日直手当

職員の宿日直手当の支給額の上限を改定します。(第16条の2)

宿日直手当の支給額	改正前	改正後
勤務 1 回当たりの上限	4,400 円	4,700 円

④期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給割合を合わせて 0.05 月分引き上げます。(第17条及び第17条の4)

期末手当の支給割合 (第17条関係)	改正前			改正後		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	特定幹部職員以外 125/100	特定幹部職員 125/100	250/100	特定幹部職員 125/100	特定幹部職員 127.5/100	252.5/100
定年前再任用短時間 勤務職員	特定幹部職員 105/100	特定幹部職員 105/100	210/100	特定幹部職員 105/100	特定幹部職員 107.5/100	212.5/100
勤務職員	特定幹部職員以外 70/100	特定幹部職員 70/100	140/100	特定幹部職員 70/100	特定幹部職員 72.5/100	142.5/100
	特定幹部職員 60/100	特定幹部職員 60/100	120/100	特定幹部職員 60/100	特定幹部職員 62.5/100	122.5/100

勤勉手当の支給割合 (第17条の4関係)	改正前			改正後		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	特定幹部職員以外	105/100	105/100	210/100	105/100	107.5/100
	特定幹部職員	125/100	125/100	250/100	125/100	127.5/100
定年前再任用短時間 勤務職員	特定幹部職員以外	50/100	50/100	100/100	50/100	52.5/100
	特定幹部職員	60/100	60/100	120/100	60/100	62.5/100

(2) 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】

①第2種初任給調整手当

- 新たに職員となった者の初任給の水準が最低賃金を下回る場合には、新たに第2種初任給調整手当を支給するものとします。(第2条及び第7条の3)

②通勤手当

- 自動車等を使用する職員の通勤手当について、66,400円を上限に使用距離の区分に応じた支給額の規定を規則に委任します。(第10条第2項第2号)
- 駐車場等を利用する職員に対し、5,000円を上限に当該駐車場等の料金に相当する通勤手当を支給します。(第10条第5項)

③期末・勤勉手当

- 6月と12月に支給する期末・勤勉手当の支給割合を平準化します。(第17条及び第17条の4)

期末手当の支給割合 (第17条関係)	改正前(令和7年度)			改正後(令和8年度以降)		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	特定幹部職員以外	125/100	127.5/100	252.5/100	126.25/100	126.25/100
	特定幹部職員	105/100	107.5/100	212.5/100	106.25/100	106.25/100
定年前再任用短時間 勤務職員	特定幹部職員以外	70/100	72.5/100	142.5/100	71.25/100	71.25/100
	特定幹部職員	60/100	62.5/100	122.5/100	61.25/100	61.25/100

勤勉手当の支給割合 (第17条の4関係)	改正前 (令和7年度)			改正後 (令和8年度以降)		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	特定幹部職員以外	105/100	107.5/100	212.5/100	106.25/100	106.25/100
	特定幹部職員	125/100	127.5/100	252.5/100	126.25/100	126.25/100
定年前再任用短時間 勤務職員	特定幹部職員以外	50/100	52.5/100	102.5/100	51.25/100	51.25/100
	特定幹部職員	60/100	62.5/100	122.5/100	61.25/100	61.25/100

(3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正【第3条】

①給料

特定任期付職員の給料月額を改定します。(別表)

②期末・勤勉手当

特定任期付職員の期末・勤勉手当の支給割合を合わせて0.05月分引き上げます。(第10条)

区分	改正前			改正後		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
期末手当	95/100	95/100	190/100	95/100	97.5/100	192.5/100
勤勉手当	87.5/100	87.5/100	175/100	87.5/100	90/100	177.5/100

(4) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正【第4条】

①期末・勤勉手当

6月と12月に支給する期末・勤勉手当の支給割合を平準化します。(第10条)

区分	改正前（令和7年度）			改正後（令和8年度以降）		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計
期末手当	95/100	97.5/100	192.5/100	96.25/100	96.25/100	192.5/100
勤勉手当	87.5/100	90/100	177.5/100	88.75/100	88.75/100	177.5/100

（5）高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正【附則第5条】
暫定再任用職員について、第2種初任給調整手当の規定を適用するほか、文言の整理を行います。

3 施行日

- （1）第1条及び第3条の規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。
- （2）第2条、第4条及び附則第5条の規定は令和8年4月1日から施行します。

高根沢町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p>

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円
(宿日直手当)

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、町規則で定めた額を宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
(宿日直手当)

第16条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において、町規則で定めた額を宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の4

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

(勤勉手当)

第17条の4

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
務職員以外	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700

16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200

37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	

58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	

79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				

100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				
112		313, 300				
113		313, 500				
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				
117		314, 600				
118		314, 800				
119		315, 100				
120		315, 400				

121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額 円 200,300	基準給料月額 円 227,800	基準給料月額 円 269,500	基準給料月額 円 290,100	基準給料月額 円 305,700	基準給料月額 円 331,900	基準給料月額 円 374,800

第2条 高根沢町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第7条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年高根沢町条例第3号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>

定により当該職員の属する職務の級及び同条第3項、第5項又は第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の町規則で定める職員にあっては、町規則で定める額）並びにこれに第9条の3の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して町規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から町規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、町規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町規則で定めるものには、町規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に
関し必要な事項は、町規則で定める。

（通勤手当）

第10条

（通勤手当）

第10条

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で

ある職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で
ある職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で
ある職員 25,900円

ユ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で
ある職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で
ある職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で
ある職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で町規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして町規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として町規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、町規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（町規則で定める通勤手当にあっては、町規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町規則で定める場合にあっては、その翌月）の町規則で定める日に支給する。

8 （略）

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として町規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

10 （略）

（期末手当）

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」

6 通勤手当は、支給単位期間（町規則で定める通勤手当にあっては、町規則で定める期間）に係る最初の月の町規則で定める日に支給する。

7 （略）

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として町規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 （略）

（期末手当）

第17条

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（町規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100

と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

(勤勉手当)

第17条の4

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

(勤勉手当)

第17条の4

2

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」</u>と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、<u>「100分の10」とあるのは「100分の90」とする。</u></p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>405,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000円</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>765,000円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>893,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	405,000円	2	<u>455,000円</u>	3	508,000円	4	574,000円	5	655,000円	6	765,000円	7	893,000円	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>864,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	6	740,000円	7	864,000円
号給	給料月額																																
1	405,000円																																
2	<u>455,000円</u>																																
3	508,000円																																
4	574,000円																																
5	655,000円																																
6	765,000円																																
7	893,000円																																
号給	給料月額																																
1	392,000円																																
2	440,000円																																
3	492,000円																																
4	555,000円																																
5	634,000円																																
6	740,000円																																
7	864,000円																																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高根沢町職員の給与に関する条例（附則第3条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条及び附則第3条において「改正後の任期付職員条

例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下この条において「適用日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して町規則で定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高根沢町職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

(高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第5条 高根沢町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年高根沢町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の高根沢町職員の給与に関する条例附則第13項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の高根沢町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第13項から第20項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、高根沢町職員の給与に関する条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、高根沢町職員の給与に関する条例第7条の3第1項及び第17条第3項の規定を適用する。

7 高根沢町職員の給与に関する条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 高根沢町職員の給与に関する条例第4条第3項から第10項まで及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。

7 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 高根沢町職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第10項まで及び第8条の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。